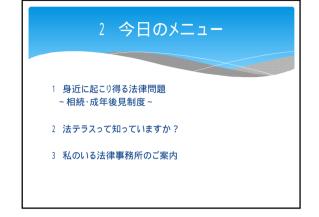
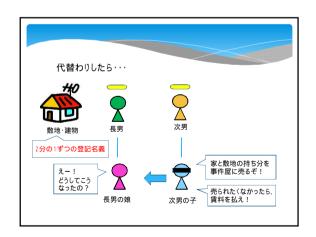


1 自己紹介 * 長崎県諫早市で生まれました。父親が転勤族のため、その後九州を転々としました。沖縄にも3年間住んでいました。 * 東京大学法科大学院卒業後、司法試験に合格し、司法修習を経て、平均在12月に弁護士登録。法テラスのスタッフ弁護士となる。 * 1年間長崎市で弁護士経験を積み、平成22年1月から法テラス平戸法律事務所に勤務していました。 * 平成23年9月、長男を出産しました。 * 平成24年7月、白山・野々市法律事務所に転籍し、弁護士業務に復帰しました。 弁護士経験はまだまだ少ないですが、意欲満々です。よるしくお願いします。

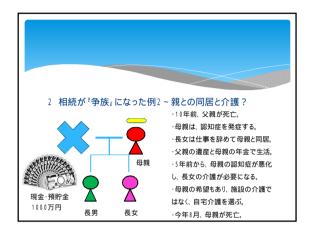


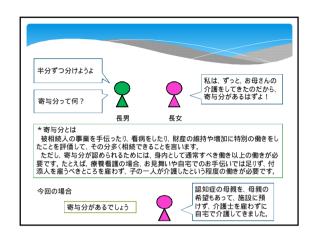


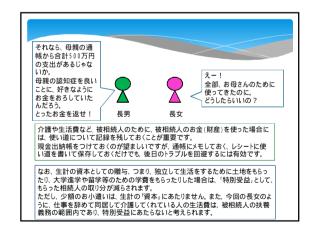


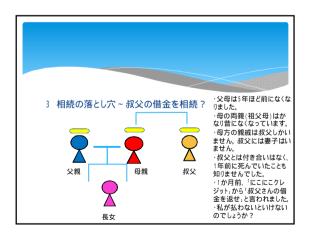


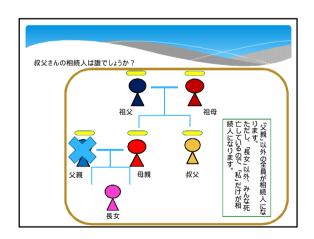


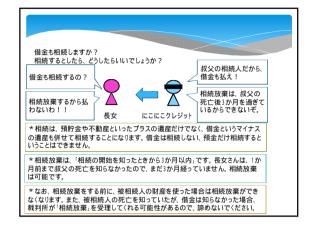












4 相続が「争族」になりやすいのは・・・ 事業経営者や資産家である。 子供がいない。 内縁関係の人がいる。 別れた妻や愛人に子供がいる。 財産のうち、不動産の割合が大きい。 財産を多く相続させたい人、相続させた〈ない人がいる。 相続人のうち、行方不明者がいる。 家族に内緒の借金がある。 子供たちの仲が悪い・・・などなど 5 「争族」になるのを防ぐには?

1. 相続について知っておくこと(相続人は誰?財産は?自分の場合は、『争 族』になりやすいか?)

2. 自分の死後の相続内容についての 希望を考えること

3. 弁護士に自分の希望を相談してみる

4. 遺言書を作成する

6 遺言書について

遺言書作成のメリット

- 相続人以外に財産を遺せる。
- 法定相続分とは異なる相続を実現できる。
- 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させられる。
- 慈善事業等に寄付ができる。
- その他、財産に関すること以外について述べておきたい。

第1 相続人以外に財産を遺せる。

たとえば・・・

内縁の妻に財産を遺せる。

養子縁組をしていない配偶者の連れ子に財産を遺せる。

老後の面倒をみてもらうことを条件に長男の嫁に財産を遺せる。

孫に財産を遺せる。

世話をしてくれた知人に財産を遺せる。

第2 法定相続分とは異なる相続を実現させられる。

たとえば・・・

妻に全財産を遺せる。

土地や株式など財産の種類が多い場合に、相続人にとって平等な相

続になるように考えてあげられる。

遺された配偶者の老後の面倒を見ることを条件に、特定の子供に多

〈財産をあげられる。

*ただし、相続人には遺留分がある。

第3 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させられる。

たとえば・・・

稼業を継いでくれる子供に事業を承継させられる。

同居中の子供に自宅を相続させられる。

第4 慈善事業等に寄付ができる。

たとえば・・・

母校に財産を寄付したい。

財産を福祉団体に使ってほしい。

7 遺言書の適齢期っていつ?

遺言は元気なうちに

遺言者が自分の行為の結果を判断できるに足りる精神的な能力(意思能力)が必要。

認知症になってから遺言を作っても、遺言が無効になってしまう。

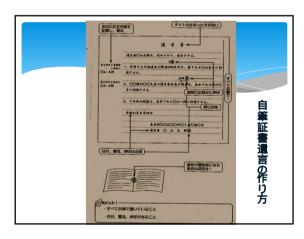
今こそが、遺言書作成の適齢期

8 遺言ってどうやって作るの?

- 1. 遺言書の種類
- 2. 遺言を作ろうと思ったら・・・
- 3. どの方法で遺言書をつくったらいいのか?

第1 遺言の種類

- 1. 自筆証書遺言
- 2. 公正証書遺言
- 3. 秘密証書遺言



自筆証書遺言のメリット

- 1. 自分ひとりで簡単に作成できる
- 2. 費用がかからない
- 3. 遺言書の存在と内容を秘密にできる

自筆証書遺言のデメリット

- 1. 方式の不備で無効になるおそれ
- 2. 内容の解釈が問題となるおそれ
- 3. 相続人間で遺言能力等が争われるおそれ
- 4. 紛争や改ざんのおそれ
- 5. 遺言書が発見されないおそれ
- 6. 家庭裁判所での検認が必要

公正証書遺言のメリット

- 1. 方式の不備で無効になるおそれがない
- 2. 内容実現の確実性
- 3. 遺言能力等で争われるおそれがほとんどない
- 4. 相続人が遺言書の存在を検索できる
- 5. 家庭裁判所での検認が不要

公正証書遺言のデメリット

- 1. 公証人への依頼や証人の確保など手間がかかる
- 2. 費用がかかる
- 3. 公証人と証人に内容を知られる

<u>どっちがいいのかな?</u>

* せっかく争族を防ぐために、遺言書を書いたはずなのに、 遺言書が無効になったら意味がない。



* 費用がかかっても、公正証書遺言書を作った方がいい。

相続のまとめ

- * 相続は、妻や夫を悩ませ、仲の良かった子供たちを争わせる「争族」になりかねない。
- * 遺言書があれば防げる「争族」もある。
- * 遺言をしようと思ったら、まず専門家に相談を!

第2 成年後見

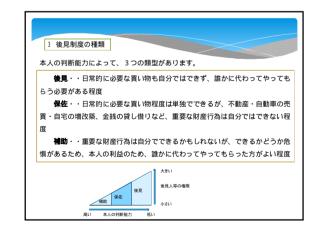
1 成年後見制度とは?

私たちは契約を前提とする社会に生きています。スーパーで肉や野菜、あるいはコンビニでお弁当を買うのも契約書を作ったり、印鑑を押したりはしませんが、契約です。

契約をするには、自分の行為の結果がどのようになるか判断できる 能力が必要となります。判断能力が不十分な場合、そのことによって 不利益を被ってしまうおそれがあります。

そうならないように、判断能力が不十分になった場合に、成年後見 人を選任してもらい、自分の権利を守ってもらうための制度が成年 後見制度です。





4 成年後見の利用例

福祉サービス利用契約の締結、金銭管理

[CASE]高齢者一人世帯が介護サービスを受けるための成年後見

認知症で寝たきり高齢者:人世帯,支援する親族はいない,多額の預金等の資産あり,本人は、財産への執着と被害妄想が激しく「ヘルパーが金を盗む」などと騒く、介護サービス提供者としては、日常の買い物のために、どうしても本人から現金を預かる必要があるが、あとで盗まれたと言われてしまう。このままでは、介護保険契約を続けることができない・・。



成年後見の申立を行い、金銭管理を成年後見人となった弁護士に移しました。A成年後 見人弁護士Bと契約を結び、現金の出入りも弁護士を介して行うことにしました。



介護サービス提供者は、介護サービスに専念できるようになった。

悪質な消費者被害からの防衛

[CASE] 訪問販売で多額のクレジット契約を結んでしまった高齢者

高齢者2人世帯、近くに子どもが住んでいる。十分な年金をもらっているはずなのに、お金に 困っている様子、不思議に思っていたところ、信販会社の請求書から、多額のリフォーム契約 を組んでいることが分かった。本人達に問いただしても、契約当時のことは覚えていない。



おふたりとも認知症が進行しており、成年後見の申立を行って、子どもが成年後見 人に就任しました。おふたりの年金を管理し、新たな訪問販売の勧誘がきてご本人達 が印鑑を押してしまっても、後で取り消すことができるようになった。

親族などによる身体的・経済的虐待からの防衛

【CASE】子どもに年金を使い込まれていた高齢者

高齢者1人と、その子ども1人の2人世帯、子どもは50代だが、働かず、高齢者の年金が振り込ま れる口座のキャッシュカードを持って、自分のパチンコ代に使ってしまっている様子、ショートステイ 等の代金も滞納される。高齢者は認知症が進み、介護員などが理由を聞いても、うまく話せない。 アザを作っていることもあり、身体的な虐待もあるようだ。



高齢者の弟が申立人となり、成年後見を申し立てました。成年後見人として、司法書士さんが就任され、施設と介護保険契約を結び、施設に入所しました。年金をご本人のために使うことができるようになりました。